



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชัน จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 13 (2012年1月19日発行)

皆様こんにちは。

2012年最初の“タイ国法律改定情報”は、2012年1月6日に国税局より告示された

「所得税に関する国税局長告示（第211号）」をお送り致します。

エネルギー節約に有効な材料、器具または機械に特化した内容となっております。

所得税に関する国税局長告示（第211号）

（ประกาศอธิบดีกรมสรรพากร เกี่ยวกับภาษีเงินได้

ปลาคาร์พ อาทิแบตเตอรี่โครมซานเปอร์คอน คายูคัพปาร์สเียร์กนด์ไ)

エネルギー節約に有効な材料、器具または機械を入手するために

経費として支出した分の収入に対する所得税免除の原則・方法及び条件規定

(เรื่อง กำหนดหลักเกณฑ์ วิธีการ และเงื่อนไขการยกเว้นภาษีเงินได้ สำหรับเงินได้ที่ได้จ่ายเป็นค่าใช้จ่าย

เพื่อการได้มาซึ่งทรัพย์สินประเภทวัสดุ อุปกรณ์ หรือเครื่องจักรที่มีผลต่อการประหยัดพลังงาน

ลูอัน คามโนตตราจเจอร์น ูเียเียร์คาร์น เล กอันคไ คาร์นย็อกวเ็นปาร์สเียร์กนด์ไ
เียร์ไดจเจอร์ไ پنคาร์ไชจเจอร์ไ ปอาร์กนด์ไมาร์สนซัพปัสอิน プラペーツワッサドウ
ウッパコーン ルクルアンジャック เียร์เียร์ปนต์เียร์คาร์น普拉ヤットปานการ์น)

歳入法典の内容に基づき 2011年に発布された、歳入の免除に関する勅令（第432号）の第3条に基づき、国税局長は、以下のとおり「エネルギー節約に有効な材料、器具または機械を入手するために経費として支出した分の収入に対する所得税免除の原則・方法及び条件」を規定する。

第1項 個人、株式会社、公開株式会社またはパートナーシップである所得税の納税義務者が、代替エネルギー開発・エネルギー保全局が規定しエネルギーの節約に有効であると保証した材料、器具または機械を購入する場合、2011年1月1日から2012年12月31日の間に経費として実際に支払い購入しなければならない。その際、上記資産を購入した証拠を有すること。冒頭に基づく所得税の納税義務者は、エネルギー節約に有効な材料、器具または機械の購入に関する詳細の報告書を作成しなければならない。本告示に添付の様式に基づくリスト及び内容は必ず含むこと。当該報告書は、報告書作成に参照した文書と共に事業所に保管し、監査担当官が確認できるようにすること。

第2項 所得税免税を受ける権利を行使する納税義務者が個人である場合、歳入法典第48条(1)に基づき納付する必要がある歳入法典第40条(5)、(6)、(7)または(8)に基づき算定した所得を有する者であること。また、必要に応じ適切に経費を控除した個人納税申告書を提出すること。冒頭に基づく所得税免除を受けるには、個人である所得税の納税義務者は、歳入法典第42条(2)から第46条に基づく控除後に歳入法典第40条に基づき算定した所得から免税を受ける所得分を控除すること。

第3項 所得税の納税義務者である個人、株式会社、公開株式会社またはパートナーシップが、歳入法典の内容に基づき2011年に発布された、歳入の免除に関する勅令(第432号)に基づく原則、方法及び条件、並びに本国税局長告示の第1項及び第2項に従わずに免税を受ける権利を行使した場合、所得税免除を受ける権利は有しない。したがって、所得税の免除を受ける権利を行使した所得を、個人所得、または法人所得税を納付するための純所得に計上しなければならない。所得税の納税義務者は、所得税免税を受ける権利を行使した納税年度または会計年度における追加所得税リストを提出した後、歳入法典第27条に基づき追徴金を支払うこと。

2012年1月6日告示

国税局長

サーティット・ランカシリ

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は 2月16日(木)です。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

通訳サービスは半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ

「2011年 業務安全・衛生・環境法」 サンプル

文字が大きく読みやすい
日本語－タイ語の対訳形式
日本人、タイ人の双方が理解できる内容構成

2011年 業務安全・衛生・環境法

プミポンアドゥンヤデート国王陛下が
2011年（現王朝 66年）1月12日に制定された。

プミポンアドゥンヤデート国王陛下は、業務安全・衛生・環境法を制定することが望ましいとお考えになり、次の通り告示された。

本法令には個人の権利及び自由を制限する条項が含まれているが、タイ王国憲法第29条、第33条、第41条、第43条にて本法令の権限において施行が可能と認められている。

よって議会の助言と了承を得て、次の通り本法令を制定された。

第1条 本法令は「2011年業務安全・衛生・環境法」と呼ぶ。

第2条 本法令は、官報告示から180日経過後に施行する。

第3条 次にについては本法令の施行対象外とする。

(1) 中央行政 地方行政、地域行政

その他活動の全部または一部
地方行政、地域行政及び省令の規定に基づくその他
業務安全・衛生・環境面の管理・運営上の基準を本
衛生・環境面の基準以上とするように定める。

第4条 「業務安全・衛生・環境」とは、業務を理由とする、あるいは業務に関連する
生命、身体、精神、健康衛生に対する危険を引き起こす事象が排除された業務
や業務状態をいう。

「雇用者」とは、労働者保護法に基づく雇用者をいう。



書籍販売のご案内

「2011年 業務安全・衛生・環境法」

2010年12月27日、労働者保護法の第8章が削除され、
「2011年(仏歴2554年)業務安全・衛生・環境法」として新たに制定されました。

特に製造業者様は必読です！！

一経営者がお届けする **タイ語－日本語の対訳本**。

価格:5,000 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAXにてご送信ください。

To TJ Prannarai. Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

申 込 書

_____ 年 月 日

ご芳名：	
Name (English)：	
会社名（英語でご記入ください）：	
お届け先（ご請求書送付先）：	
Tel：	Fax：
Email：	